

# 四 半 期 報 告 書

(第103期第2四半期)

三谷商事株式会社



---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

頁

【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
3 【経営上の重要な契約等】 .....	7
第3 【提出会社の状況】 .....	8
1 【株式等の状況】 .....	8
2 【役員の状況】 .....	10
第4 【経理の状況】 .....	11
1 【四半期連結財務諸表】 .....	12
2 【その他】 .....	20
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	21

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 2019年11月14日

**【四半期会計期間】** 第103期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)

**【会社名】** 三谷商事株式会社

**【英訳名】** MITANI CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 三 谷 聡

**【本店の所在の場所】** 福井市豊島一丁目3番1号

**【電話番号】** 0776(20)3111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 山 本 克 典

**【最寄りの連絡場所】** 福井市豊島一丁目3番1号

**【電話番号】** 0776(20)3111(代表)

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役 山 本 克 典

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第102期 第2四半期 連結累計期間	第103期 第2四半期 連結累計期間	第102期
会計期間		自 2018年4月1日 至 2018年9月30日	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2018年4月1日 至 2019年3月31日
売上高	(百万円)	203,554	203,960	417,827
経常利益	(百万円)	9,506	8,936	20,433
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	(百万円)	5,391	5,325	12,398
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	6,130	6,132	13,572
純資産額	(百万円)	132,156	143,192	138,647
総資産額	(百万円)	229,396	227,246	242,056
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	216.15	214.44	497.58
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	216.08	214.37	497.41
自己資本比率	(%)	51.3	56.0	51.0
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	9,322	△1,649	19,786
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△2,045	△3,068	△4,552
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	△262	△722	△2,897
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	84,747	84,337	89,921

回次		第102期 第2四半期 連結会計期間	第103期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自 2018年7月1日 至 2018年9月30日	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	118.32	115.75

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

#### 2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高は2,039億60百万円（前年同四半期比0.2%増）となりました。情報システム関連事業とカーディーラ事業の売上高は伸びましたが、石油製品価格の下落により全体として売上高は横ばいとなりました。

営業利益は、84億98百万円（前年同四半期比1.9%増）となりました。風力発電事業で売電量が減少したことやODA商社事業で受注競争が厳しくなってきたことなどにより利益は減少しましたが、情報システム関連事業とゴンドラ事業が好調であったことにより営業利益は増益となりました。また営業外損益において、前期は為替差益が発生しましたが、当期は為替差損となったことなどにより経常利益は89億36百万円（前年同四半期比6.0%減）となりました。

この結果、税金等調整前四半期純利益は89億51百万円（前年同四半期比4.6%減）となり、親会社株主に帰属する四半期純利益は53億25百万円（前年同四半期比1.2%減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### ① 情報システム関連事業

情報システム関連事業におきましては、売上高は146億31百万円（前年同四半期比24.2%増）となり、営業利益は16億83百万円（前年同四半期比28.3%増）となりました。

売上高と営業利益につきましては、学校や自治体向けのS I事業が好調だったことや、Windows 7のサポート終了に伴うパソコンの買い換え需要や働き方改革を背景とした企業の省人化投資などの需要増があり、また自社オリジナルパッケージソフトの販売が伸びたことなどにより増収増益となりました。

#### ② 企業サプライ関連事業

企業サプライ関連事業におきましては、売上高は1,295億65百万円（前年同四半期比3.7%減）となり、営業利益は64億41百万円（前年同四半期比2.7%減）となりました。

売上高につきましては、石油製品価格が前期と比べて下落したことなどにより減収となりました。営業利益につきましては、ゴンドラ事業は好調でしたが、風力発電事業において、風車が故障したことや風況が弱かったことにより前年より売電量が減少しました。またODA商社事業で受注競争が厳しくなってきたり大型案件が少なくなってきたことにより営業利益は減益となりました。

#### ③ 生活・地域サービス関連事業

生活・地域サービス関連事業におきましては、売上高は597億64百万円（前年同四半期比4.3%増）となり、営業利益は15億44百万円（前年同四半期比3.0%増）となりました。

売上高につきましては、カーディーラ事業の新車販売台数が増加したことやガソリンスタンド数が増えたことなどにより増収となりました。営業利益につきましては、建設資材の販売数量が減少したことにより利益の落ち込みはありましたが、カーディーラ事業が好調だったことやガソリンスタンドの数が増えたことなどにより全体としては増益となりました。

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は2,272億46百万円となり、前連結会計年度末と比べて148億9百万円減少いたしました。

流動資産は1,755億8百万円となり、前連結会計年度末と比べて154億30百万円減少いたしました。これは、主に前連結会計年度末が休日であったことにより、受取手形及び売掛金と電子記録債権が合わせて85億94百万円減少したことによるものであります。

固定資産は517億37百万円となり、前連結会計年度末と比べて6億20百万円増加いたしました。

負債合計は840億53百万円となり、前連結会計年度末と比べて193億55百万円減少いたしました。これは主に前連結会計年度末が休日であったことにより、支払手形及び買掛金が161億7百万円減少したことなどによるものであります。

純資産合計は1,431億92百万円となり、前連結会計年度末と比べて45億45百万円増加いたしました。

## (2) キャッシュ・フローの分析

営業活動によるキャッシュ・フローは、△16億49百万円となり前年同四半期連結累計期間に比べ109億72百万円減少いたしました。これは、主に前連結会計年度の末日が休日によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは△30億68百万円となりました。これは、レンタル用のゴンドラやケーブルテレビ事業の光伝送路などの設備投資などが主な支出の内容であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは△7億22百万円となりました。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

### (1) 基本方針の内容

当社取締役会は、上場会社として当社株式の自由な売買が認められている以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えています。

しかしながら、株式の大量買付行為（(3)において定義されます。）の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為の内容等について検討するためあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。当社グループが専門商社として業界での確固たる地位を築き、当社グループが構築してきたコーポレートブランド・企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくためには、当社の企業価値の源泉である①当社グループの総合力、②優良な顧客資産、③開拓者精神を核心とする企業風土と健全な財務体質を維持することが必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付行為の提案を受けた際には、前記事項のほか、当社グループの有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社グループの企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握した上で、当該買付が当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があります。

当社としては、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、株主の皆様が当該大量買付行為に応じるべきか否かを判断するに際し、必要十分な情報の提供と一定の評価期間が与えられた上で、熟慮に基づいた判断を行うことができるような体制を確保することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。

当社取締役会は、当社株式に対する大量買付行為が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様が当社経営陣の計



画や代替案等を提案するために必要な情報や時間を確保した上で、株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは必要に応じ株主の皆様のために買取者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当該大量買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することを可能とするための枠組みが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付行為を抑止するために必要不可欠であり、さらには、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大量買付行為を行う者は、例外的に当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断し、このような者による大量買付行為に対しては、当社が必要かつ相当な対抗をすることにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## (2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、企業価値を向上させるために、既存の事業においては、差別化、シェアアップ、コストダウンを繰り返しながら勝ち残ることを目指しております。また、国内市場や既存事業に固執せず、社是の「開拓者精神」を発揮し、海外市場や新規事業への投資にも積極的に取り組むことにより、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

国内の新規事業におきましては、茨城県の洋上風力発電施設15基に続き、青森県で陸上風力発電施設5基が稼働しております。2018年1月にはODA商社事業にも参入し、開発途上国向けに医療用機器や各種産業機材を輸出販売しております。

また、需要が増え経済成長してゆく海外での事業への取組みも進め、グローバル化に対応する所存であります。既にシンガポールに海外統括子会社を設立して進出しており、同国でプラスチック製品加工販売会社やガasketの加工販売会社を買収し事業を展開しております。また、2018年3月期にはベトナムでスパイスの加工販売会社を買収いたしました。今後も引き続きグローバルでの投資にも注力いたします。

基本的な取組みとしましては、今までの無駄のない、低コストで、効率の良い企業活動に加え、国内を含むグローバルで、時代の流れと共に成長してゆける新しい事業に投資し、事業のポートフォリオを変えて成長してゆきます。投資に対する利回りや回収も考え、また買収後の経営を重視し、当社の企業価値および株主共同の利益の向上を図ってまいります。

当社において、コーポレート・ガバナンスの強化としては、これまでに以下の施策を行ってまいりました。

まず、取締役会につきましては、グループの経営方針、戦略の意思決定機関および業務執行の監督機関として位置づけており、取締役を8名体制（内社外取締役2名）で、任期は1年としております。

また、2001年6月27日開催の当社取締役会決議に基づき導入した執行役員制度を業務執行機関として位置づけており、業務執行責任の強化・明確化を図っており、現在12名体制で、任期を1年としております。また経営幹部会を原則として毎週1回開催し、業務執行に関する重要事項の審議等を行っております。

さらに、当社は、内部監査部門として監査室を設置し、コンプライアンスやリスク管理の状況などを定期的に監査しております。これに加え、内部統制の整備・充実に着手しております。

これらの業務執行の迅速性および機動性の強化と経営監視機能の強化により、効率的かつ透明性の高い企業経営を実現していきます。

当社は、コーポレート・ガバナンスとしての内部統制システム等の整備・構築およびコンプライアンス体制の充実に積極的に取り組んでおり、今後はより一層のガバナンスの強化・充実に取り組んでいく所存であります。

## (3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、2017年5月15日開催の当社取締役会および2017年6月15日開催の当社第100回定時株主総会の各決議に基づき、2014年6月13日に導入した「当社株式の大量買付行為への対応策」（買収防衛策）の内容を一部改定した上で更新いたしました。（以下、改定後の買収防衛策を「本プラン」といいます。）

本プランは、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大量買付行為が行われる場合に、大量買付行為を行おうとする者（以下「大量買付者」といいます。）に対し、(i) 事前に当該大量買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、(ii) 当社が当該大量買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、(iii) 株主の皆様に対し当社経営陣の計画や代替案等を提示すること、あるいは大量買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。かかる大量買付行為についての

必要かつ十分な情報の収集・検討等を行う時間を確保するため、大量買付者には、取締役会評価期間が経過し、かつ当社取締役会または株主総会が対抗措置としての新株予約権無償割当ての実施の可否について決議を行うまで大量買付行為の開始をお待ちいただくことを要請するものです。

当社取締役会は、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守したか否か、大量買付者が本プランに定められた手続を遵守した場合であってもその大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものとして対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否か、および、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施するか否かについて株主総会に諮るか否かの判断については、その客観性、公正性および合理性を担保するため、当社は、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、独立委員会に必ず諮問することとします。

本プランは、以下の①ないし③のいずれかに該当またはその可能性がある行為がなされ、またはなされようとする場合（以下「大量買付行為」といいます。）を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等に関する大量買付者の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付その他の取得
- ③ 当社が発行者である株券等に関する大量買付者が、当社の他の株主との間で当該他の株主が当該大量買付者の共同保有者に該当することとなる行為を行うことにより、当該大量買付者の株券等保有割合が20%以上となるような行為

大量買付行為を行う大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言を含む書面（「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書の様式を大量買付者に対して交付いたします。大量買付者は、当社が交付した書式に従い、当社株主の皆様への判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（「買付説明書」といいます。）を、当社に提出していただきます。

次に、大量買付者より本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合、当社取締役会は、大量買付行為の内容の評価、検討、協議、交渉、代替案作成のための期間として、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または90日間（その他の大量買付行為の場合）の取締役会評価期間を設定します。当社取締役会は、当該期間内に、当社経営陣から独立した外部専門家等の助言を受けることができます。当社取締役会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会が代替案を作成した場合にはその概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と当社取締役会が判断した情報を除き、情報開示を行います。

独立委員会は、大量買付者および当社取締役会から提供された情報に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得て大量買付行為の内容の評価・検討等を行い、取締役会評価期間内に対抗措置としての新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施または新株予約権の無償割当ての実施の可否につき株主総会に諮るべきである旨を当社取締役会に勧告を行います。独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、大量買付者から提供された本必要情報、大量買付行為の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提出された代替案の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、取締役会を通じて情報開示を行います。

当社取締役会は、独立委員会の前述の勧告を最大限尊重し、取締役会評価期間内に新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施に関する会社法上の機関としての決議または株主総会招集の決議その他必要な決議を遅滞なく行います。新株予約権無償割当て実施の可否につき株主総会において株主の皆様にお諮りする場合には、株主総会招集の決議の日より最長60日以内に株主総会を開催することとします。対抗措置としての新株予約権無償割当てを実施する場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、当該新株予約権には、大量買付者等による権利行使が認められないという行使条件や当社が大量買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項等を付すことがあるものとします。なお、取得条項等において、大量買付者等が有する新株予約権の取得の対価として、金銭等の経済的な利益の交付は行う旨の条項等は設けないこととします。

また、当社取締役会は、当社取締役会または株主総会が新株予約権無償割当てを実施することを決定した後も、

新株予約権無償割当ての実施が適切でないと判断した場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割当ての中止または変更を行うことがあります。当社取締役会は、前述の決議を行った場合は、適時適切に情報開示を行います。

本プランの有効期間は、2017年6月15日開催の定時株主総会においてその更新が承認されたことから、当該定時株主総会の日から3年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。なお、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、独立委員会の承認を得た上で、本プランの内容を変更する場合があります。

なお、本プランの詳細については、インターネット上の当社ウェブサイト

(<http://www.mitani-corp.co.jp/ir/library/0515press.pdf>)

(<http://www.mitani-corp.co.jp/ir/library/170523.pdf>)で公表している2017年5月15日付プレスリリース「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新について」および2017年5月23日付プレスリリース「（変更）「当社株式の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新について」の一部変更のお知らせ」をご参照ください。

#### (4) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(2)に記載した当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みは、(2)に記載した通り、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための具体的方策であり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。

また、(3)に記載した本プランも、(3)に記載した通り、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために導入されたものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではなく、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施または株主総会招集の判断の際には取締役会はこれに必ず諮問することとなっていること、独立委員会は当社の費用で独立した第三者である外部専門家等を利用することができることとされていること、本プランの有効期間は3年であり、その継続については株主の皆様のご承認をいただくこととなっていること等その内容において公正性・客観性が担保される工夫がなされている点において、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

#### (4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間の研究開発費の総額は29百万円であります。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000
計	33,000,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年11月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	30,002,137	30,002,137	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は 100株であります。
計	30,002,137	30,002,137	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### ② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2019年7月1日～ 2019年9月30日	—	30,002	—	5,008	—	—

## (5) 【大株主の状況】

2019年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
一般財団法人三谷進一育英会	福井市豊島一丁目3番1号	2,249	8.95
三谷セキサン株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	2,217	8.82
三谷土地ホーム株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	1,893	7.53
三親会	福井市豊島一丁目3番1号	1,689	6.72
三谷設備株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	1,150	4.57
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	1,104	4.39
三谷宏治	福井市	885	3.52
三谷聡	福井市	817	3.25
三谷滋子	福井市	707	2.81
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U. S. A	665	2.64
計	—	13,376	53.23

(注) 当社は自己株式4,878千株を保有しておりますが、上記の大株主から除いております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,878,300	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 6,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 25,093,800	250,938	—
単元未満株式	普通株式 24,037	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	30,002,137	—	—
総株主の議決権	—	250,938	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式75株が含まれております。

② 【自己株式等】

2019年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称等	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 三谷商事株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	4,878,300	—	4,878,300	16.25
(相互保有株式) 三谷総業株式会社	福井市豊島一丁目3番1号	6,000	—	6,000	0.01
計	—	4,884,300	—	4,884,300	16.27

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。



1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	89,945	84,356
受取手形及び売掛金	※2, ※3 68,590	※2, ※3 65,389
電子記録債権	※3 11,175	※3 5,782
リース投資資産	2,512	2,450
商品及び製品	6,059	4,363
仕掛品	1,786	1,328
原材料及び貯蔵品	1,727	2,554
その他	9,210	9,314
貸倒引当金	△68	△32
流動資産合計	190,938	175,508
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	※4 10,425	※4 10,790
機械装置及び運搬具（純額）	※4 10,644	※4 10,234
工具、器具及び備品（純額）	2,172	2,364
土地	11,173	11,331
その他（純額）	262	247
有形固定資産合計	34,680	34,968
無形固定資産		
のれん	1,439	1,589
その他	1,389	1,398
無形固定資産合計	2,828	2,987
投資その他の資産		
投資有価証券	8,352	8,515
その他	5,277	5,288
貸倒引当金	△21	△21
投資その他の資産合計	13,608	13,782
固定資産合計	51,117	51,737
資産合計	242,056	227,246



(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 70,630	※3 54,522
短期借入金	4,635	5,922
未払法人税等	2,976	2,552
賞与引当金	2,129	1,857
工事損失引当金	491	354
投資損失引当金	79	76
その他	14,124	10,762
流動負債合計	95,068	76,048
固定負債		
長期借入金	4,942	4,489
退職給付に係る負債	1,357	1,366
役員退職慰労引当金	962	998
その他	1,078	1,150
固定負債合計	8,340	8,005
負債合計	103,408	84,053
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,008	5,008
資本剰余金	3,572	3,572
利益剰余金	122,134	126,352
自己株式	△7,753	△8,066
株主資本合計	122,962	126,867
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	643	575
為替換算調整勘定	9	△44
退職給付に係る調整累計額	△185	△90
その他の包括利益累計額合計	467	440
新株予約権	17	17
非支配株主持分	15,199	15,867
純資産合計	138,647	143,192
負債純資産合計	242,056	227,246

## (2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自2018年4月1日 至2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2019年4月1日 至2019年9月30日)
売上高	203,554	203,960
売上原価	182,785	182,197
売上総利益	20,768	21,762
販売費及び一般管理費	※1 12,429	※1 13,264
営業利益	8,339	8,498
営業外収益		
固定資産賃貸料	179	186
持分法による投資利益	377	268
為替差益	450	—
その他	481	608
営業外収益合計	1,488	1,063
営業外費用		
為替差損	—	309
その他	321	315
営業外費用合計	321	624
経常利益	9,506	8,936
特別利益		
補助金収入	314	—
固定資産売却益	15	62
その他	56	3
特別利益合計	386	66
特別損失		
固定資産売却損	2	22
固定資産除却損	4	20
固定資産圧縮損	295	4
のれん償却額	108	—
投資損失引当金繰入額	79	—
その他	22	4
特別損失合計	513	51
税金等調整前四半期純利益	9,379	8,951
法人税、住民税及び事業税	2,722	2,802
法人税等調整額	444	17
法人税等合計	3,166	2,819
四半期純利益	6,212	6,132
非支配株主に帰属する四半期純利益	821	806
親会社株主に帰属する四半期純利益	5,391	5,325

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
四半期純利益	6,212	6,132
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	70	△40
為替換算調整勘定	△67	△54
退職給付に係る調整額	△86	95
持分法適用会社に対する持分相当額	1	0
その他の包括利益合計	△81	△0
四半期包括利益	6,130	6,132
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,300	5,298
非支配株主に係る四半期包括利益	830	834

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	9,379	8,951
減価償却費	1,841	2,000
のれん償却額	366	295
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	△36
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△200	△271
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	12	8
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	24	36
受取利息及び受取配当金	△82	△227
支払利息	55	44
持分法による投資損益 (△は益)	△377	△268
売上債権の増減額 (△は増加)	2,929	8,590
リース投資資産の増減額 (△は増加)	△85	61
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△703	1,278
仕入債務の増減額 (△は減少)	248	△15,886
差入保証金の増減額 (△は増加)	723	△35
前受金の増減額 (△は減少)	△658	△2,721
その他	△906	△502
小計	12,564	1,319
利息及び配当金の受取額	126	284
利息の支払額	△55	△44
法人税等の支払額	△3,313	△3,209
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,322	△1,649
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△1,433	△2,067
有形固定資産の売却による収入	41	85
投資有価証券の取得による支出	△9	△8
投資有価証券の売却による収入	8	—
事業譲受による支出	—	△700
貸付けによる支出	△356	△191
貸付金の回収による収入	4	3
その他	△300	△189
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,045	△3,068
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の増減額 (△は減少)	1,437	1,294
長期借入れによる収入	816	500
長期借入金の返済による支出	△1,042	△939
配当金の支払額	△759	△1,107
非支配株主への配当金の支払額	△167	△165
自己株式の取得による支出	△481	△310
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△28	—
その他	△38	8
財務活動によるキャッシュ・フロー	△262	△722
現金及び現金同等物に係る換算差額	367	△143
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	7,382	△5,583
現金及び現金同等物の期首残高	77,355	89,921
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	9	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 84,747	※1 84,337

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

1 保証債務

下記の会社の仕入債務等についてそれぞれ下記金額の保証を行っております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
大阪セメント卸協同組合	13百万円	10百万円
三菱マテリアルトレーディング㈱	1	0
三菱商事建材㈱	0	—
計	14	11

※2 受取手形裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
	76百万円	11百万円

※3 期末日満期手形及び電子記録債権

四半期連結会計期間末日満期手形及び電子記録債権の会計処理については、手形交換日または決済日をもって決済処理しております。

なお、前連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債権が前連結会計年度の期末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
受取手形	1,373百万円	—百万円
電子記録債権	401	—
支払手形	4,085	—

※4 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年9月30日)
圧縮記帳額	1,118百万円	1,122百万円
（うち、建物および構築物）	713	717
（うち、機械装置及び運搬具）	404	404

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
給与・賞与	5,490百万円	5,563百万円
地代家賃	899	913
減価償却費	777	929
退職給付費用	53	294
役員退職慰労引当金繰入額	31	36

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
現金及び預金勘定	84,766百万円	84,356百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△9	△9
担保差入定期預金	△10	△10
現金及び現金同等物	84,747	84,337

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月15日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	759	30.00	2018年3月31日	2018年6月18日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	655	26.00	2018年9月30日	2018年12月10日

当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月14日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,107	44.00	2019年3月31日	2019年6月17日

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	879	35.00	2019年9月30日	2019年12月9日

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第2四半期連結累計期間(自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	情報システム 関連事業	企業サプライ 関連事業	生活・地域 サービス 関連事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	11,776	134,501	57,276	203,554	—	203,554
セグメント間の内部売上高 又は振替高	871	43,711	6,165	50,748	△50,748	—
計	12,647	178,212	63,442	254,302	△50,748	203,554
セグメント利益	1,311	6,618	1,499	9,429	△1,089	8,339

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,089百万円は、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。  
2. セグメント利益の合計の金額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

II 当第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント				調整額	四半期連結 損益計算書 計上額
	情報システム 関連事業	企業サプライ 関連事業	生活・地域 サービス 関連事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	14,631	129,565	59,764	203,960	—	203,960
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,438	43,447	6,768	51,655	△51,655	—
計	16,070	173,012	66,532	255,616	△51,655	203,960
セグメント利益	1,683	6,441	1,544	9,669	△1,171	8,498

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,171百万円は、主に各報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。  
2. セグメント利益の合計の金額は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年4月1日 至 2018年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	216円15銭	214円44銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	5,391	5,325
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(百万円)	5,391	5,325
普通株式の期中平均株式数(株)	24,943,851	24,835,149
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	216円08銭	214円37銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する 四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	8,598	8,598
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜 在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があ ったものの概要	—	—

## 2 【その他】

第103期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)中間配当につきましては、2019年11月14日開催の取締役会において、2019年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| ① 配当金の総額             | 879百万円     |
| ② 1株当たりの金額           | 35円00銭     |
| ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 | 2019年12月9日 |



## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年11月14日

三谷商事株式会社  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山 本 栄 一 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 石 原 鉄 也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている三谷商事株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2019年7月1日から2019年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、三谷商事株式会社及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。



**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	2019年11月14日
<b>【会社名】</b>	三谷商事株式会社
<b>【英訳名】</b>	MITANI CORPORATION
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 三 谷 聡
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	常務取締役 山 本 克 典
<b>【本店の所在の場所】</b>	福井市豊島一丁目3番1号
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長三谷聡及び当社常務取締役山本克典は、当社の第103期第2四半期（自2019年7月1日 至2019年9月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。



